

大分大学医学部附属病院生殖医療センター細則

令和 2 年 9 月 3 0 日 制定
令和 2 年 医学部附属病院細則第 1 - 14 号

(趣旨)

第 1 条 この細則は、大分大学医学部附属病院規程（平成 1 6 年医学部規程第 1 - 2 2 号）第 1 0 条第 6 項の規定により、大分大学医学部附属病院生殖医療センター（以下「センター」という。）の組織及び業務等に関し必要な事項を定める。

(業務)

第 2 条 センターは、次の各号に掲げる業務を行う。

- (1) 生殖医療に係る不妊治療に関すること。
- (2) 生殖医療に係る妊孕性温存に関すること。
- (3) 生殖医療に係る周産期管理に関すること。
- (4) 生殖医療に係る患者支援に関すること。
- (5) 生殖医療に係る関係診療科と診療施設との調整に関すること。
- (6) 生殖医療に係る他の医療機関との連携に関すること。
- (7) その他生殖医療に関し必要な事項

(構成)

第 3 条 センターは、次の各号に掲げる職員をもって構成する。

- (1) 生殖医療センター長
- (2) 生殖医療センター副センター長
- (3) その他病院長が必要と認める者

(センター長)

第 4 条 生殖医療センター長（以下「センター長」という。）は、病院長の命を受け、センターの業務を掌理し、職員を指揮監督する。

(副センター長)

第 5 条 生殖医療センター副センター長（以下「副センター長」という。）は、センター長を補佐し、センター長が欠けたとき、又は事故があるときは、その職務を代行する。

(運営会議)

第 6 条 センターの運営に関する事項を審議するため、大分大学医学部附属病院生殖医療センター運営会議（以下「運営会議」という。）を置く。

(運営会議の構成)

第 7 条 運営会議は、次の各号に掲げる委員をもって構成する。

- (1) センター長
- (2) 副センター長
- (3) 診療科長又は副科長 若干人
- (4) 担当看護師長 若干人
- (5) その他病院長が必要と認める者

2 前項第 3 号から第 5 号の委員は、病院長が指名する。

(運営会議の委員の任期)

第 8 条 前条第 2 項の委員の任期は 2 年とする。ただし、再任を妨げない。

2 欠員を生じた場合の補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

第9条 運営会議に議長を置き、センター長をもって充てる。

2 議長は、運営会議を招集する。

3 議長が欠けたとき、又は事故があるときは、あらかじめ議長の指名する委員がその職務を代行する。

(会議)

第10条 運営会議は、委員の過半数の出席がなければ、議事を開くことができない。

2 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(議事の特例)

第11条 前条第1項の規定にかかわらず、議長が、定例的若しくは軽易な事項又は緊急その他やむを得ない事由であると認める場合で、書面又は電子メールにより運営会議を開催する必要があると認めるときは、議事を開き、議決することができる。

2 前項の議事については、前条第2項の規定を準用する。この場合において、「出席した委員」とあるのは当該議事に参加した委員とする。

3 第1項の場合において、議長は、当該議事の結果について次の運営会議において報告しなければならない。

(代理出席)

第12条 委員が、やむを得ない事由により運営会議に出席できないときは、あらかじめ議長の承認を得て、代理の者を運営会議に出席させることができる。

(委員以外の者の出席)

第13条 議長が必要と認めるときは、委員以外の者を出席させ、説明又は意見を聴くことができる。

(運営会議の事務)

第14条 運営会議の事務は、医学・病院事務部医事課において処理する。

(雑則)

第15条 この細則に定めるもののほか、センターの運営に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この細則は、令和2年10月1日から施行する。